

4月12日(日)は

「埼玉県議会議員一般選挙」が行われます

行われます

〔告示〕4月3日(金)

〔投票〕4月12日(日)

〔開票〕4月12日(日)

午前7時～午後8時・町内11投票所

午後9時～上里町役場4階大会議室

投票方法は？

入場券を投票所に持参し
受付をしてから、交付され
た投票用紙に候補者名を記
入し、投票箱に投函してい
たきます。

入場券は封書で世帯ごと
に郵送されます。入場券を
紛失された場合は、投票当
日、投票所の受付係に申し
出てください。

■代理投票

投票所に出かけられても、
投票用紙に文字が書けない
という方のために、係員が
代理で記載します。秘密は
厳守されますので、安心し
て申し出てください。

■点字投票

視覚障害の方は、点字で
投票することができますの
で、投票所で申し出ても
ください。また、ご希望の方
は入場券に点字シールを
貼って郵送することもでき
ますのでご連絡ください。

県内の他市町村へ 転出される方へ

平成27年1月3日以降に
埼玉県内の他市町村へ転出
された方は前住所地の投票
所において投票することに
なります。(不在者投票を
行うこともできます。)

ただし、投票には次の要
件が必要になります。

- ① 前住所地の選挙人名簿に
登録されていること
- ② 市町村長が発行する「引
き続き県内に住所を有す
る旨の証明書」または

投票所	区域 (行政区等)
第1 賀美児童館	黨・金上・内出・西金・勝一・勝二・原一・原二
第2 上里北中学校 会議室	金下・金下東・天神・真下・堀込
第3 長幡保育園	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明 寺西・新堀・並木沖
第4 長幡児童館	下郷・宮・上郷・久保・西大・東大南・東大北
第5 七本木児童館	田中・石倉・丹蔵・岡・東堤・堀之内・横町・阿保町 長浜町
第6 上里町男女共同 参画推進センター	立野・立野南・上久城・中久城 本郷一・本郷二・本郷三
第7 上里東公民館	下久城・京塚・古新田
第8 上里東小学校 体育館	三田・三軒
第9 上里町役場 町民ホール	久保新田・四ツ谷・西原町東・西原町西
第10 安盛保育園	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 東町 (※)
第11 神保原児童館	宮本町・八町河原・忍保

※4月1日から、第10投票所の東町西・東町東が「東町」に統合されます。
(関連記事がP15にあります。)

「住民票の写し」を持参
すること

※一度転出した後、さらに
他の市町村へ転出すると、
原則として投票すること
ができません。
※県外へ転出された方は投
票できません。

定数および投票区が 変わります

今回執行の選挙から「北
3区 本庄市・神川町・上
里町」となり、選挙すべき
議員の数が「2」となりま
す。

上里町で 投票できる方は？

平成7年4月13日までに生まれた方で、平成27年1月2日までに上里町に住民登録し、引続き町内に居住している方。

期日前投票

投票日当日に、何らかの用務のため投票所へ行くことができない方は、投票日前に期日前投票ができます。
■日 時 4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時

■投票所 上里町役場1階・町民ホール

※入場券裏面の宣誓書にご記入の上お越しください。

不在者投票

①指定施設で投票する方法
 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で投票できます。

②滞在地で投票する方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ投票することができます。

③郵便等で投票する方法

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの方のうち、基準に該当する場合、郵便により投票することができます。

※手続きには時間がかかりますのでお早めにお問い合わせください。

「選挙公報」は 新聞折り込みで お届けします

選挙の際、候補者の氏名や経歴、政見、写真などを掲載する選挙公報を新聞折り込みにより配布します。

また、町内公共施設等(町役場・各公民館・男女センター・図書館)にも用意しますのでご利用ください。

なお、郵送を希望される方は上里町選挙管理委員会までご連絡ください。

問合せ…上里町選挙管理委員会【035-112317】

投票所はこちらです

～各投票所案内図～

各投票所の地図は、郵送される入場券の封筒に記載されています。

<p>第8投票区(上里東小体育館)</p>	<p>第4投票区(長幡児童館)</p>	<p>投票所はこちらです ～各投票所案内図～ 各投票所の地図は、郵送される入場券の封筒に記載されています。</p>
<p>第9投票区(上里町役場・町民ホール)</p>	<p>第5投票区(七本木児童館)</p>	<p>第1投票区(賀美児童館)</p>
<p>第10投票区(安盛保育園)</p>	<p>第6投票区(男女共同参画推進センター)</p>	<p>第2投票区(上里北中会議室)</p>
<p>第11投票区(神保原児童館)</p>	<p>第7投票区(上里東公民館)</p>	<p>※ 第3投票区(長幡保育園)</p> <p>※長幡小学校の駐車場をご利用ください。</p>

※第3投票所にお車で越しになる場合は、入場券封筒の地図で駐車場をご確認ください。

転入・転出手続きガイド

問
合
せ

町民福祉課 [☎35-1224]
 健康保険課 [☎35-1222]
 子育て共生課 [☎35-1236]
 税務課 [☎35-1220]
 学校教育課 [☎35-1246]
 上下水道課 [☎33-4161]
 高齢者いきいき課 [☎35-1243]
 まち整備環境課 [☎35-1226]



これから4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。転入や転出手続きを忘れずに行いましょう。

なお、手続きの際は、本人確認書類（免許証など）と印鑑を必ずご持参ください。

上里町へ 転入したとき

転入届は、町外から転入した日から14日以内に手続きをしてください。

項目	該当の方・手続き		必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 転入届	他の市区町村から上里町に住所を移した方		前住所地の転出証明書 本人確認書類	町民福祉課 町民係
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転入後に印鑑登録証明書が必要な方 (前住所地の印鑑登録は転出後使用できません。)		登録をする印鑑 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 住基カード	前住所地で発行した住基カードを継続利用される方		前住所地の住基カード	
<input type="checkbox"/> 国民年金	加入している方	住所変更の手続き	年金手帳・印鑑	健康保険課 医療年金係
	受給している方		年金証書・印鑑	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	前住所地で加入していた方は加入手続き		印鑑・身分証明書	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療			負担区分証明書 (県外からの転入者のみ) 前住所地の保険証の写し	
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	子ども医療	申請が必要です。	関係窓口にお問い合わせください。	町民福祉課 社会福祉係
	重度心身障害者医療			
	ひとり親家庭等医療			
<input type="checkbox"/> 児童手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。		子育て共生課 子育て支援係	
<input type="checkbox"/> 保育所	転入の手続きが必要ですが、担当課にお問い合わせください。		学校教育課 教育庶務係	
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校				
<input type="checkbox"/> 介護保険	前住所地の受給資格証明書をお持ちの方は窓口を持参ください。		受給資格証明書	高齢者いきいき課 高齢介護係
<input type="checkbox"/> 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は窓口で登録してください。		前住所地の廃車証明書 印鑑	税務課 資産税係
<input type="checkbox"/> 町営水道	「水道使用開始届」を提出してください。			上下水道課
<input type="checkbox"/> 犬の登録	住所変更の手続きをしてください。		前住所地で発行された鑑札	まち整備環境課 生活環境係

上里町から 転出するとき

転出届は、町外へ転出する日が決まったら
あらかじめ、または転出してから14日以内に手続きをしてください。

項目	手続き	担当課
<input type="checkbox"/> 転出届	転出先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。	町民福祉課 町民係
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出により印鑑登録が廃止になりますので、 印鑑登録証（カード）を返却してください。	
<input type="checkbox"/> 住基カード	新住所地で継続利用する場合 ----- 住基カードは返却せずに新住所地の窓口 に持参し手続きをしてください。	
	新住所地で継続利用しない場合 ----- 住基カードを返却してください。	
<input type="checkbox"/> 国民年金	上里町での手続きはありません。	健康保険課 医療年金係
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	保険証・高齢受給者証を返却してください。	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	県外転出の方は保険証を返却し「負担区分証明書」の交付を 受けてください。（県内転出の方は返却の必要なし）	
<input type="checkbox"/> 福祉3医療	こども医療（黄）	
	重度心身障害者医療（橙）	
	ひとり親家庭等医療（緑）	
<input type="checkbox"/> 児童手当	転出の手続きをしてください。	子育て共生課 子育て支援係
<input type="checkbox"/> 保育所		
<input type="checkbox"/> 町立小・中学校	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。	学校教育課 教育庶務係
<input type="checkbox"/> 介護保険	保険証を返却してください。要介護（要支援）認定を受けている方は、 「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。	高齢者いきいき課 高齢介護係
<input type="checkbox"/> 町ナンバー	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。 （必要なもの：ナンバープレート・印鑑）	税務課 資産税係
<input type="checkbox"/> 町営水道	「水道使用中止届」を提出してください。	上下水道課
<input type="checkbox"/> 犬の登録	上里町での手続きはありません。	—

転入・転出手続きの臨時窓口を開設します

町では、転入・転出などが多くなる3月下旬から4月上旬の引越しシーズンに住民異動届などの手続きを行うため、一部の窓口を臨時開設します。

開設日時…3月29日(日)、午前8時30分～正午まで

開設窓口…町民福祉課（町民係のみ）・税務課・子育て共生課・健康保険課・高齢者いきいき課

※ 臨時窓口で実施する業務は、転入・転出などの手続きに伴うものです。

※ 住基カードを利用しての転入・転出およびカードに関するお手続きは平日のみになります。

※ 業務の内容により関係機関（前住所地、本籍地の市区町村等）に照会を必要とするものについては処理できない場合もあります。その際は、平日に再来庁をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。